

国体等開催に向けた国体推進局の設置について

平成25年11月25日

総務部

1 趣旨

平成28年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向け、国体開催準備事務の増大に対応し、市民及び関係団体等と協力のもと、全庁体制で取り組む必要があることから、市民部スポーツ推進課国体推進室を廃止の上、部相当の国体推進局を設置し、体制の強化を図るものである。

2 組織の概要

(1) 組織体制

企画総務課及び競技運営課の2課体制とし、企画総務課に企画総務係を、競技運営課に競技係及び宿泊輸送係を設置する。

(2) 所掌事務

第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会に関する事務

(3) 設置時期

平成26年4月1日

3 組織図(案)

「第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会盛岡市開催準備組織図(案)」のとおり。

※平成27年度(平成28年1月下旬から2月上旬)は冬季国体開催を想定

4 12月市議会定例会に提案する条例

(1) 条例名

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例

(2) 改正内容

ア 部等の設置規定に国体推進局を加える。

イ 国体推進局の分掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 第71回国民体育大会に関すること。

(イ) 第16回全国障害者スポーツ大会に関すること。

第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会 盛岡市開催準備組織図(案)

